

第4回教育委員会会議

令和5年3月22日
午後3時00分
市会第5委員会室

案 件

議案第25号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案

博物館の登録に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

博物館法第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項について、本規則において定めている。

この度、博物館の登録における設置主体者や施設面での面積要件等の緩和が行われるにあたり、令和4年4月15日付けで博物館法の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行される予定である。

このため、博物館の登録に関し必要な事項を定めている本規則についても、規定整備を行うものとし、必要な改正を行う。

2 改正の内容

(1) 登録の申請（第4条）

- ・公立博物館と私立博物館での登録区別廃止に伴い、私立博物館の申請様式を削除

(2) 登録要件の審査（第5条）

- ・審査要件の変更に伴い、あらかじめ学識経験者若しくは専門機関からの意見を聴取する規定に修正

(3) 登録事項等の変更（第6条）

- ・登録事項の届け出期日の変更に伴い、あらかじめ届け出る規定に修正
- ・軽微な変更については定期報告とするため、削除

(4) 定期報告（第7条）

- ・博物館の運営状況の報告義務化に伴い、定期報告に係る規定を新設

(5) 公示の廃止（第8条）

- ・公示が不要となったため、削除

3 施行期日

令和5年4月1日

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案

博物館の登録に関する規則（平成27年大阪市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のもの（対象規定）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるもの（対象規定）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第3条 <u>法第14条第1項</u>の規定による博物館登録原簿は、様式第1号とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 <u>法第12条第1項</u>の規定による登録申請書は、<u>様式第2号</u>とする。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>2 第1項</u>の登録申請書には、<u>法第12条第2項各号</u>に掲げる次の書類を添付しなければ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第3条 <u>法第10条</u>の規定による博物館登録原簿は、様式第1号とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 <u>法第11条第1項</u>の規定による登録申請書は、<u>次の各号に掲げる博物館の区分に応じ、当該各号に定める様式</u>とする。</p> <p><u>(1)</u> 公立博物館 様式第2号</p> <p><u>(2)</u> 私立博物館 様式第3号</p> <p><u>2</u> 法第11条第2項の規定による博物館資料の目録は、様式第4号とする。</p>

<p>ばならない。</p>	
<p><u>(1) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(2) 設置条例又は法人の登記事項証明書（私立博物館にあつては、法人の登記事項証明書又は定款若しくは規則）の写し</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(3) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究に係る体制を証する書類</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(4) 学芸員その他の職員の配置を証する書類</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(5) 施設及び設備を証する書類</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(6) 博物館資料目録（様式第3号）</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(7) 館長及び学芸員の氏名を記載した書類</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(8) 前号に掲げる書類に学芸員として記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3 博物館法施行規則第19条第3号の規定による博物館資料の目録は、様式第3号とする。</u></p>	<p><u>3 第1項の登録申請書には、法第11条第2項各号に掲げる書類のほか、同項に規定する学芸員の氏名を記載した書面に記載された者が学芸員となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。</u></p>
<p>(登録要件の審査等)</p>	<p>(登録要件の審査等)</p>
<p>第5条 教育委員会は、<u>法第13条の規定による登録要件の審査及び法第19条第1項の規定による登録の取消しにあたり、法第11条の規定による登録を受けようとする者若しくは博物館の設置者に対し資料の提出を求め、あらかじめ学識経験者若しくは</u></p>	<p>第5条 教育委員会は、<u>法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条の規定による登録の取消にあたり、必要があるときは、法第10条の規定による登録を受けようとする者若しくは博物館の設置者に対し資料の提出を求め、<u>実地調査を行い、又は学識経</u></u></p>

専門機関からの意見を聴取しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、必要がある認めるときは、実地について調査することができる。

3 教育委員会は、博物館の登録の審査にあたって必要な審査基準を別に定める。

(登録事項等の変更)

第6条 博物館の設置者は、法第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項について変更するときは、法第15条第1項の規定に基づき様式第4号による博物館登録事項等変更届出書を、あらかじめ届け出なければならない。

[削る]

(定期報告)

第7条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、法第16条の規定に基づき、様式第5号による博物館運営状況報告書により、当該年度終了後毎年6月30日までに教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告にあたっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類について

験者若しくは専門機関からの意見を聴取することができる。

[新設]

[新設]

(登録事項等の変更)

第6条 博物館の設置者は、法第11条第1項各号に掲げる事項について変更があったとき又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について変更（次項に規定する変更を除く。）があったときは、様式第5号により、当該変更が生じた日から20日以内に届け出なければならない。

2 博物館資料の目録の記載事項について軽微な変更があったときは、様式第5号により、当該変更が生じた日の属する年度の3月31日までに届け出なければならない。

[新設]

は変更のあった年度のみ提出するものとする。

- (1) 組織の態様を示す書類（職員名簿、組織図等）
- (2) 運営に係る収支状況
- (3) 人材育成の取組みを示す書類（職員への研修実績等）
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
- (5) 博物館資料の目録（区分、数量等）
- (6) 施設及び設備に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会
が定期報告にあたって必要と認める書類
(博物館の廃止の届出)

第8条 法第20条第1項の規定による博物館
の廃止の届出は、博物館を廃止した日以後
速やかに、様式第6号による博物館廃止届
出書を提出して行わなければならない。

[削る]

様式第2号（第4条関係）（A4）

[様式 別紙2 挿入]

(博物館の廃止の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による博物館
の廃止の届出は、博物館を廃止した日以後
速やかに、様式第6号による博物館廃止届
出書を提出して行わなければならない。

(公示)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれか
に該当するときは、その旨を公示するもの
とする。

- (1) 法第12条の規定による登録をしたとき
- (2) 法第13条第2項の規定による登録事項
の変更登録をしたとき
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取
消をしたとき
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹
消をしたとき

様式第2号（第4条関係）（A4）

[様式 別紙1 挿入]

<p>[削る]</p> <p><u>様式第3号</u> (第4条関係) (A4)</p> <p>[様式 略]</p> <p><u>様式第4号</u> (第6条関係) (A4)</p> <p>┌[様式 別紙5 挿入]┐</p> <p><u>様式第5号</u> (第7条関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙6 挿入]</p> <p>様式第6号 (<u>第8条</u>関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙8 挿入]</p>	<p><u>様式第3号</u> (第4条関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙3 挿入]</p> <p><u>様式第4号</u> (第4条関係) (A4)</p> <p>[様式 同左]</p> <p><u>様式第5号</u> (第6条関係) (A4)</p> <p>┌[様式 別紙4 挿入]┐</p> <p>[新設]</p> <p>様式第6号 (<u>第7条</u>関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙7 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

印

博物館登録申請書(公立博物館)

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 設置条例
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 7 添付書類4に学芸員として記載された者が、学芸員となる資格を有することを証する書類

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館登録申請書

博物館法第12条第1項の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 博物館法第13条第1項第2号に規定する要件 当該申請に係る博物館の設置者が、
第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。(はい / いいえ)

(添付書類)

- 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの)の写し
- 2 設置条例または法人の登記事項証明書
(私立博物館にあっては、設置者の法人登記事項証明書等)の写し
- 3 博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制を証する書類
- 4 学芸員その他の職員の配置を証する書類
- 5 施設及び設備を証する書類
- 6 博物館資料の目録
- 7 館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 8 添付書類7に学芸員として記載された者が、学芸員となる資格を有することを証する書類

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

印

博物館登録申請書 (私立博物館)

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 7 添付書類6に学芸員として記載された者が、学芸員となる資格を有することを証する書類

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

印

博物館登録事項等変更届出書

博物館法第13条第1項及び博物館の登録に関する規則第6条第1項 }
博物館の登録に関する規則第6条第2項 } の規定により、下記のとおり

り届け出ます。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
 - (1) 変更事項の種別
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 7 変更年月日
- 8 変更理由

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館登録事項等変更届出書

博物館法 15 第条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
 - (1) 変更事項の種別
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 7 変更年月日
- 8 変更理由

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館運営状況報告書

博物館法第16条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 組織の態様を示す書類(職員名簿、組織図等)
- 2 運営に係る収支状況
- 3 人材育成の取組みを示す書類(職員への研修実績等)
- 4 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績
- 5 博物館資料の目録(区分、数量等)
- 6 施設及び設備に関する書類
- 7 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定期報告にあたって必要と認める書類

(注)

第5号及び第6号に掲げる書類については変更のあった年度のみ提出するものとする。

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

印

博物館廃止届出書

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録記号番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置

年 月 日

大阪市教育委員会 様

設置者 住所

名称

代表者氏名

博物館廃止届出書

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録記号番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置